

マイナンバーの通知が始まりました



11月中旬からみなさんの住民登録地への郵送が始まっているマイナンバー通知カードは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策などの行政手続きで必要になります。また、住所変更手続きなど通知カードの券面記載事項に変更がある場合は通知カードが必要となりますので、手続きの際は必ず窓口へ持参してください。

市民課戸籍係 ☎ ②5 1127



受け取られたかたは

個人番号カードの交付を希望されるかたは、通知カードといっしょに送付されている個人番号カード交付申請書にて郵送や窓口で申請してください。窓口での申請は官公署発行の顔写真付き身分証明書などが必要となります。

15歳未満のかたや成年被後見人の場合は法定代理人が郵送で申請していただくことになりますが、交付時に法定代理人とともに本人も来庁していただく必要がありますので注意してください。



受け取れなかった場合は

留守などにより受け取れなかった通知カードは、郵便局での保管期間を過ぎると市へ返戻されます。12月中旬を過ぎても通知カードが届かない場合は市民課戸籍係へ問い合わせてください。



住民基本台帳カードの電子証明書を利用されているみなさんへ

来年1月から住民基本台帳カードにかわり、個人番号カードの交付および新たな公的個人認証サービスの電子証明書の発行が開始されます。

新たな電子証明書が標準的に搭載される個人番号カードは、通知カードがお手元に届いてから交付申請を行うことができますが、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、交付が遅れる可能性があります。そのため、平成28年の確定申告を電子申告でお考えのかたで、確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎えるかたやその他の手続きで電子証明書の更新が必要なかたは、12月22日（火）までに現行の住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書の更新手続きを行ってください。

